

## 2026（令和8）年度部落差別（同和問題）等人権啓発ポスター制作等 企画提案コンペ参加仕様書

### 1 企画提案コンペ（部落差別（同和問題）等人権啓発ポスター制作）の目的

21世紀は「人権の世紀」と言われ、人権の尊重が重要な課題と認識されるようになりました。その一方で、社会環境の変化によって新たな人権問題も生じてきており、多様な人権問題に取り組むことは喫緊の課題となっています。

今日、差別撤廃に向けてさまざまな取り組みがなされているにも関わらず、人権侵害は存在しており、なかでも部落差別（同和問題）は、解決へ向けて進んではいるものの、結婚や就職等に際しては依然として差別が後をたたない状況にあります。

今後とも地方公共団体はもとより、県民一人ひとりが部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題を本質から捉え、解決に向けて努力する必要があります。

そこで、広く県民に対して人権意識の高揚を図るため、部落差別（同和問題）等人権啓発ポスターを制作することとし、業務の実施に際して企画提案コンペを実施することにより、より効果の高い啓発の実現を図ります。

### 2 委託業務の内容

- (1) 業務名 2026（令和8）年度  
部落差別（同和問題）等人権啓発ポスター制作等業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年9月30日（水）まで
- (3) 内容 別添「業務委託仕様書」のとおり

### 3 契約上限額

金 1,430,000 円

（消費税及び地方消費税を含む。これを超える提案及び契約はできません。）

### 4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 参加者資格
  - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
  - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
  - ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
  - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

### 5 説明会の開催

当該企画提案コンペの実施にあたり、次のとおり説明会を開催します。

なお、説明会への参加は、本企画提案コンペ参加にかかる必須条件ではありません。

- (1) 日時 令和8年5月27日(水) 14時から  
 (2) 場所 三重県津市一身田大古曾693-1  
 三重県人権センター AVセミナー室(3階)

## 6 提出を求める企画提案資料及び提出部数

提出資料	提出部数	備考
(様式1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書及びそれにかかる添付資料	1部	
(様式2) 提案作品企画書	ラフ案ごと 10部	
部落差別(同和問題) 等人権啓発ポスター・ラフ案	各案につき 1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業者あたり2案以内</li> <li>・規格: B2サイズ、コート紙</li> <li>・ボードに貼付したものを提出</li> <li>・別添「業務委託仕様書 5 ポスター制作に係る留意事項」をふまえて作成</li> </ul>
(様式任意) 企画制作、印刷、配送等業務執行体制及びスケジュール	1部	
(様式任意) 見積書	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳を可能な限り詳細に記載</li> <li>・見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあっては契約希望額に110/100を掛けた額)</li> </ul>

※「部落差別(同和問題) 等人権啓発ポスター制作等企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)における審査のため、必要がある場合には、ラフ案について一部修正を行ったものを審査見本として提出いただく場合があります。

## 7 企画提案資料の提出期限、提出先及び提出方法

- (1) 提出期限 令和8年6月19日(金) 12時まで  
 (2) 提出先 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾693-1  
 三重県人権センター啓発課 あて  
 (3) 提出方法 持参または郵送(6月19日(金) 12時必着)

## 8 企画提案コンペの実施方法

提出された企画提案資料を、選定委員会において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

### (1) 審査基準

選定委員会において、次の視点から審査します。

- ・部落差別(同和問題)をはじめとするあらゆる差別をなくさなければならないという人権意識の普及・高揚を図ることができるデザインか。
- ・県民に対して、キャッチコピーの意図が明確に伝わるデザインか。

- ・人権尊重の精神を明るい表現、プラスの表現で訴え、親しみや好感の持てるデザインか。
  - ・斬新でインパクトのあるデザインか。
  - ・低廉な提案価格であるか。
- (2) プレゼンテーション  
選定委員会において特に必要があると認める場合を除き、プレゼンテーションは実施しません。
- (3) 選定結果の通知  
最優秀提案が決定した後に、すべてのコンペ参加者に通知します。

## 9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者は、以下の書類を選定結果の通知後、三重県人権センターが提示する期限までに提出してください。

なお、(3)は該当がなければ提出不要です。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が三重県人権センターの提示した提出期限の6か月前までに発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が三重県人権センターの提示した提出期限の6か月前までに発行したもの）の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（様式4）

## 10 業務実施上の留意点

### (1) 制作委託契約後の体制確保

制作にあたっては、県が十分検討でき、県の意見を反映し得るような体制（日数・時間数）を確保すること。

最優秀提案の決定はラフ案で行いますので、県が必要とする調整を行っていただく必要があります。（例えば、図案・写真・文字等について、ラフ案の修正及びそのために必要な資料収集を行っていただきます。）

### (2) 制作計画(案)

6月19日（金）	ラフ案等提出期限
7月上旬～下旬	選定委員会の開催
7月下旬	ラフ案の決定、原稿第1次案提出指示
8月上旬～中旬	最終原稿打ち合わせ、最終原稿決定
8月中旬	色校正・デジタルデータ提出
9月中旬～下旬	納品(発送)

## 11 質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付期限

令和8年6月3日（水）12時まで

### (2) 質問の方法

「質問書」（様式3）を記入のうえ、FAXまたは電子メールで19に記載する

連絡先まで提出してください。

質問書の送付後に、必ず電話で着信を確認してください。

(3) 質問に対する回答

令和8年6月9日(火) 17時までに三重県ホームページに掲載します。

## 12 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

(4) 契約に関する事務は、三重県人権センターにおいて行います。

## 13 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 14 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

## 15 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 17 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - ウ 委託所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 18 その他

- (1) 企画提案等に要する費用は、各提案者の負担とします。
- (2) 提出された資料は返却しません。
- (3) 提出された資料は、三重県情報公開条例に基づきその一部が情報公開の対象となることがあります。
- (4) 個人情報を取り扱う場合、この委託業務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法等の罰則規定が適用されますので留意してください。

## 19 連絡先

〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 693-1  
三重県人権センター 啓発課 成瀬  
TEL/FAX : 059-233-5501/5511  
E-mail : jinkenc@pref.mie.lg.jp